

新たな事業活動への取組に対して支援を受けたい

経営革新支援事業

今日的な経営課題にチャレンジする中小企業の経営革新を全業種にわたって幅広く支援します。

対象者

事業内容や経営目標を盛り込んだビジネスプラン「経営革新計画」を作成し、承認を受けた中小企業者、組合等

(注) 経営革新計画は、以下の内容を含むことが必要です。

(1) 事業内容

新商品の開発や生産等、以下のような新たな取組により、成長・発展を図るものであること。

- ①新商品の開発又は生産
- ②新役務の開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売方式の導入
- ④役務の新たな提供の方式の導入
- ⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動
- ⑥その他新たな事業活動

(2) 経営目標

経営目標として、付加価値額又は従業員一人あたりの付加価値額が年率平均3%以上伸び、かつ、給与支給総額が年率平均1.5%以上伸びる計画となっていること。

※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

※給与支給総額＝役員報酬＋給料＋賃金＋賞与＋各種手当

内 容

「経営革新計画」の承認を受けると、以下の支援策の対象となります。

(注) 支援策を受ける際には、別途支援機関の審査が必要です。

①政府系金融機関による融資制度

経営革新計画の承認を受けると、政府系金融機関による融資制度の対象となります。

②高度化融資制度

経営革新計画の承認を受けた中小企業者等のグループが共同で利用する研究施設や試験機器等を設置する場合等に高度化融資の対象となります。

③中小企業信用保険法の特例（信用保証の特例）

承認された計画に従って行う事業に必要な資金の融資にかかる信用保証について特例措置を講じます。

- 普通保証等の別枠設定
- 新事業開拓保証の限度額引き上げ

④福岡県中小企業融資制度（経営革新支援資金）

自ら頑張る中小企業に必要な事業資金に対する融資制度です。
承認された経営革新計画の実施に必要な資金が対象となります。

- 1 企業 1 億円以内
- 運転 7 年以内、設備 10 年以内（据置 2 年以内）
- 担保は必要に応じ徴求、保証人は原則として、法人は代表者のみ、個人は不要
- 融資利率 1.40 %
- 保証料率 0.25 %～1.62 %

⑤販路開拓コーディネート事業

商品・サービスを持つ企業のマーケティング企画から、首都圏・近畿圏を舞台に想定市場の企業へのテストマーケティングまでの活動を支援します。商社・メーカー等出身で広範囲な販路ネットワークを持つ専門家が市場へのアプローチ等を支援します。

⑥福岡県競争入札参加資格審査における地域貢献活動評価（加点）制度

経営革新計画の承認は、福岡県が実施する建設工事の請負及び物品・サービス関係の契約に係る競争入札参加資格審査項目における「地域貢献活動評価項目」の一つです。この加点評価を受けるには、あらかじめ「地域貢献活動評価申請書（経営革新）」により、県スタートアップ推進課の確認を受ける必要があります。

⑦スタンドバイ・クレジット制度

【海外において新たな事業活動等を行うため、現地流通通貨で資金調達を希望する中小企業向け】
スタンドバイ・クレジットは、債務の保証と同様の目的のために発行される信用状です。本制度により、海外現地法人等による海外での現地流通通貨の円滑な調達を支援致します。

⑧福岡県新商品の生産による新事業分野開拓者認定制度

経営革新計画に基づき新しい独自の製品を生産する事業者を「新商品の生産による新事業分野開拓者」として認定しています。PR効果が期待できる他、県は必要に応じてこの新商品を入札によらずに随意契約で購入できるようになります。

- ・ 認定期間：認定日から翌々年度末まで

⑨経営革新計画に基づく新事業活動への補助

経営革新計画に基づく新事業活動に必要な経費の一部に対し、補助を行っています。

※詳細については、県のHPでご確認ください。

トップページ>テーマから探す>しごと・産業・観光>中小企業>経営革新、
地域産業資源>【令和6年度2月補正】中小企業経営革新・賃上げ緊急支援補助金

活用方法

申請書は県内4地域の中小企業振興事務所で随時受け付けております。（※事前に経営革新計画策定指導員によるアドバイスを受けてください。）

計画内容審査後、承認された場合には、県から承認書を送付します。承認書は、各種支援策をご利用する際に必要になります。

計画作成でお悩みの方へ

まず、お近くの商工会、商工会議所に、経営革新計画作成の相談をしてください。

県内4地域の地域中小企業支援協議会に配置している経営革新計画策定指導員が、商工会議所、商工会の経営指導員と一緒に、経営革新計画の作成を支援します。

申請書の入手方法

申請書様式と記入事例は福岡県ホームページの経営革新ページからダウンロードできます。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/keiei-kakushin-syounin.html>



お問い合わせ先

・福岡中小企業振興事務所

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9番15号 中小企業振興センター1F

TEL:092-622-1040 FAX:092-622-1571

・北九州中小企業振興事務所

〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1番35号 北九州市立商工貿易会館6F

TEL:093-512-1540 FAX:093-512-1541

・久留米中小企業振興事務所

〒830-0022 久留米市城南町15-5 久留米商工会館3F

TEL:0942-33-7228 FAX:0942-31-2171

・飯塚中小企業振興事務所

〒820-0040 飯塚市吉原町6番12号 飯塚商工会議所ビル4F

TEL:0948-22-3561 FAX:0948-21-0365

最寄りの商工会議所・商工会（巻末「お問い合わせ先一覧」参照）